

令和6年第4回定例会

保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 1 パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携について・・・・・・・・・・ 2
- 2 障害福祉サービス事業所の行政処分等について・・・・・・・・・・ 4
- 3 茨城県こども計画（案）に対するパブリックコメントの実施について・・・ 6

令和6年12月10日

福 祉 部

パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携について

福祉部福祉政策課

1 目的

- パートナーシップ宣誓制度は、全国で400以上の自治体で導入が進み、人口カバー率では85%を超えているが、制度導入自治体の連携は十分に進んでいない。
- このため、他の自治体に転居しても引き続き宣誓を有効とすることにより、宣誓者の負担軽減や利便性向上とともに当該制度の一層の拡大を図るため、自治体間での連携を進めていく。

2 今年度の取組

- 11月から新たに14府県、148市町（計162自治体）と連携することとなり、これにより本県との連携自治体は、これまでの実績と合わせ19府県、151市町（計170自治体）となった。

新たな連携自治体 14府県、148市町（別紙「R6.11.1連携開始自治体一覧」参照）

都道府県	14府県	青森県、秋田県、山形県、新潟県、福井県、岐阜県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福岡県、大分県
市町村	148市町	政令市11市（千葉市、相模原市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市、熊本市）ほか137市町

3 経緯

- 令和元年7月に都道府県では全国初となる「いばらきパートナーシップ宣誓制度（※）」を導入。

（※）一方又は双方が性的マイノリティであり、パートナーシップの関係にある2人が、そろって宣誓書を県に提出し、県が受領証等を交付する制度。公営住宅の入居や公立病院での手術同意等の際に家族同様の取扱いを受けられる。（宣誓組数 135組（R6.11月末現在））

- 当事者からは、宣誓者が他自治体に転居した場合、転入先の自治体で改めて宣誓をする必要があるため、第三者によるアウトティングを誘発するなど負担が大きいとの意見があった。このため、令和4年7月の全国知事会で、本県から自治体間連携を提案し、制度導入済の都道府県知事に対し直接働きかけを行った。

[これまでの連携実績] 5県、3市

- ・ 佐賀県と都道府県間では全国初の連携を開始 [R4.8]
- ・ 岡山県笠岡市・鹿児島県指宿市と連携を開始 [R4.11]
- ・ 栃木県・群馬県と北関東3県における連携を開始 [R4.12]
- ・ 三重県と連携を開始 [R5.1]
- ・ 富山県と連携を開始 [R5.9]
- ・ さいたま市と連携を開始 [R5.11]

4 今後の対応

- 引き続き、賛同する自治体との連携を推進していく。

【参考】

全国におけるパートナーシップ宣誓制度の導入状況

- 導入自治体 459（R6.6.28現在） [人口カバー率 85.1%]
 - ・ 都道府県 25自治体
 - ・ 政令指定都市（特別区を除く） 19自治体
 - ・ 市区町村 415自治体
- 宣誓組数 7,351組（R6.5.31現在）

【別紙】

R6.11.1連携開始自治体一覧（すでに連携している自治体は除く）

自治体	
14府県、148市町の計162自治体	
【青森】 県：1 市町村：0	青森県
【秋田】 県：1 市町村：1	秋田県、潟上市
【山形】 県：1 市町村：0	山形県
【群馬】 県：0 市町村：3	渋川市、千代田町、大泉町
【埼玉】 県：0 市町村：20	川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、深谷市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、久喜市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、川島町、松伏町
【千葉】 県：0 市町村：2	千葉市、流山市
【神奈川】 県：0 市町村：2	相模原市、横須賀市
【新潟】 県：1 市町村：7	新潟県、新潟市、長岡市、三条市、新発田市、村上市、上越市、胎内市
【福井】 県：1 市町村：7	福井県、福井市、敦賀市、小浜市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市
【岐阜】 県：1 市町村：2	岐阜県、関市、海津市
【愛知】 県：1 市町村：29	愛知県、名古屋市の、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、豊田市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、豊明市、日進市、田原市、清須市、豊山町、大口町、扶桑町、東浦町、武豊町、幸田町

【三重】 県：0 市町村：3	いなべ市、伊賀市、明和町
【滋賀】 県：1 市町村：5	滋賀県、長浜市、近江八幡市、草津市、甲賀市、米原市
【京都】 府：0 市町村：9	京都市、福知山市、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、木津川市、大山崎町
【大阪】 府：1 市町村：11	大阪府、大阪市、堺市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市
【兵庫】 県：1 市町村：22	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、加西市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、たつの市、猪名川町、播磨町
【奈良】 県：1 市町村：6	奈良県、大和郡山市、天理市、生駒市、平群町、斑鳩町、川西町
【和歌山】 県：1 市町村：4	和歌山県、橋本市、新宮市、那智勝浦町、串本町
【福岡】 県：1 市町村：9	福岡県、北九州市、福岡市、直方市、田川市、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、苅田町
【佐賀】 県：0 市町村：2	唐津市、上峰町
【熊本】 県：0 市町村：2	熊本市、菊池市
【大分】 県：1 市町村：2	大分県、日田市、豊後大野市

障害福祉サービス事業所の行政処分等について

福祉部障害福祉課

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）」に基づき、下記 2 法人の施設に行政処分を行った。うち 1 法人については、処分期間が終了したところである。

1 株式会社 恵

代表取締役 中出 了輔

所在地：東京都港区芝 5 丁目 3 番 2 号+SHIFT MITA 6 階

(1) 対象施設

対象施設名	所在地	サービス	定員
ふわふわ龍ヶ崎	龍ヶ崎市小通幸谷町437番地1	共同生活援助 (日中サービス 支援型)	20名
ふわふわ古河旭町	古河市旭町二丁目14番16号		20名
ふわふわ筑西	筑西市海老ヶ島字東原757番1		10名
ふわふわ土浦	土浦市港町二丁目4番5号		10名
ふわふわ取手	取手市本郷5丁目9番10号		20名

(2) 処分年月日

令和 6 年 11 月 1 日（金）

(3) 処分の内容及び根拠

① 処分の内容

指定の一部の効力の停止 6 か月

（期間：令和 6 年 11 月 5 日～令和 7 年 5 月 4 日）

② 処分の根拠

人格尊重義務違反（法第 50 条第 1 項第 3 号）

③ 処分の原因となる事実

ア 経済的虐待

開所から令和 5 年 1 月頃までの期間において、食材料費として利用者から徴収した費用と実際にかかった費用に大幅な差額が生じていたにもかかわらず、精算して利用者には差額を返還しなかった事実。

(4) 対応状況

- ・ 令和6年7月2日から県に相談窓口を開設。
- ・ (株) 恵は、同社が運営する障害者グループホーム等の一括承継について、株式会社ビオネスト(兵庫県神戸市)と基本合意書を締結し、承継完了は令和7年1月末を目途としている。

このため、県においては、(株) 恵からの事業所の廃止申請及び承継先からの新たな指定申請が提出された際は、速やかに対応していく。

2 社会福祉法人 愛信会

理事長 村上 忠夫

所在地：那珂郡東海村石神内宿1213

(1) 対象施設

対象施設名	所在地	サービス	定員
第二幸の実園	那珂郡東海村石神内宿2382-1	障害者支援施設	50名
第二幸の実園		共同生活援助	11名

(2) 処分の内容

指定効力の全部停止 3か月

(期間：令和6年8月18日～令和6年11月17日)

(3) 対応状況

- ・ 処分期間開始前に入所者の保護者等に対し、行政処分に係る説明会を2回開催。
- ・ 処分期間前から期間中、施設に対するモニタリングを実施(7回)。
- ・ 入所者への支援等について改善計画の提出を指導し、関係書類を確認の上、改善されていることを確認。
- ・ 今後、改善計画どおりの支援等が行われているかモニタリングを実施する予定。

茨城県子ども計画（案）に対するパブリックコメントの実施について

福祉部子ども政策局少子化対策課
子ども未来課
青少年家庭課

項 目	内 容
1 策定の理由・根拠	○ 令和6年度をもって「茨城県次世代育成プラン」の計画期間が終了するため、子ども基本法第10条の規定に基づく「茨城県子ども計画」を新たに策定するもの。
2 計画（案）の内容	<p>○ 国の「子ども大綱」を勘案し、「子ども・若者の意見」を反映しながら、子ども政策に関する法律等に基づく既存の諸計画を一体的に位置づけるとともに、茨城県総合計画との整合性を図り、施策体系や取組の方向性を策定する。</p> <p>（1）計画の目標 「全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる『子どもまんなか社会』の実現」</p> <p>（2）計画案の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標実現のため、「6つの施策」を柱とし「14の目標指標」を設定する。 ・法律、条例等に基づく、7つの計画を包含し、県の子ども施策の一体的な計画とする。 <p>（3）計画期間 令和7年度から令和11年度まで（5年間）</p> <p>（4）本計画（案）に係るパブリックコメント</p> <p>【実施期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月中旬から令和7年1月中旬まで <p>【意見募集の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いばらき電子申請・届出サービス ・県及び子ども政策局のホームページへの掲載 ・少子化対策課、子ども未来課、青少年家庭課、報道・広聴課行政情報センター、各県民センター等での閲覧
3 策定期間	令和7年3月
4 その他	<p>今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月中旬から1月中旬まで パブリックコメントの実施 ・2月中旬 少子化対策審議会（最終確認、答申） ・3月 議会報告、庁議決定

茨城県子ども計画（案）の概要

策定方針

- ・ 子ども基本法第10条の規定に基づく「子ども計画」として位置づけ
 - ・ 国の「子ども大綱」を勘案し、子ども・若者の意見を反映
- ★ アンケートでの主な意見（国・県への要望）

 - ① 経済的な負担軽減への対策
 - ② いじめや不登校への対策
 - ③ 子どもを事故や犯罪から守る対策
- ・ 施策体系や取組の方向性は、県総合計画との整合を図る

計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

基本目標

全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「**子どもまんなか社会**」の実現

その他の計画との関係

- その他、法律・条例等に基づく以下、7つの計画を包含している
- ・ 県次世代育成支援行動計画
 - ・ 県子ども・子育て支援事業支援計画
 - ・ 県子どもを虐待から守る基本計画
 - ・ 県子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画
 - ・ 県ひとり親家庭等自立促進計画
 - ・ 県社会的養育推進計画
 - ・ いばらき青少年・若者応援プラン

施策体系と主な取組

施策1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- 1 子どもの権利の尊重【重点】
 - ・ 子どもまんなか理念の普及啓発、人権教育の推進、子ども・若者の相談体制の充実 等

施策2 ライフステージを通じた取組

- 1 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 2 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 3 子どもの貧困の解消に向けた対策
- 4 児童虐待防止対策と社会的養護の推進【重点】
及びヤングケアラーへの支援
- 5 子ども・若者を犯罪などから守る取組★
 - ・ 安全なインターネット利用環境整備、性犯罪等の対策と被害者支援 等

施策3 ライフステージ別の取組（子どもの誕生前から幼児期まで）

- 1 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ・ 妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の実施【重点】
- 2 幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実
 - ・ 多様な幼児教育・保育ニーズへの対応 等

施策4 ライフステージ別の取組（学童期・思春期）

- 1 質の高い公教育
 - ・ 次世代を担う人財の育成【重点】
- 2 困難な問題を抱える子どもへの支援
 - ・ いじめ対策・不登校やひきこもりへの支援★

施策5 ライフステージ別の取組（青年期）

- 1 地域力を高める人財育成や高等教育の就学支援
- 2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 3 結婚を希望する方への支援【重点】
 - ・ ライフプランの形成促進、出会いの機会の提供 等
- 4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

施策6 子育て当事者への支援に関する取組

- 1 経済的負担の軽減、地域子育て支援
 - ・ 子育て家庭への経済的負担の軽減★
- 2 共働き・共育での推進

主な目標指標

項目	現状（令和5年度）	目標（令和11年度）
妊娠・出産に満足している者の割合	87.3%（令和4年度）	92.3%
県の結婚支援事業による成婚数（経年累計）	2,790組	3,690組
里親委託率	21.6%	70.0%
課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる生徒の割合	全国15位	全国10位

令和 6 年第 4 回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔議案関係〕

1	第 1 5 5 号議案	生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	2
2	第 1 4 9 号議案	令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 5 号）	
	第 1 6 2 号議案	指定管理者の指定について（茨城県立あすなろの郷）	4
3	第 1 7 1 号議案	工事請負契約の変更について （県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築工事）	6
4	第 1 7 2 号議案	工事請負契約の変更について （県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築電気設備工事） .	7
5	第 1 7 3 号議案	工事請負契約の変更について （県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築空調設備工事） .	8
6	第 1 7 4 号議案	工事請負契約の変更について （県立あすなろの郷セーフティネット A 寮棟他新築工事）	9
7	第 1 7 5 号議案	令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 6 号）	10

令和 6 年 12 月 10 日

福 祉 部

条 例 (案) の 概 要

福祉部 福祉人材・指導課

条例の名称	生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 制定（改正） の理由・根拠	「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 18 号。以下「国基準」という。）」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
2 制定（改正） の目的	救護施設等において、入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し、地域移行を更に推進するため、計画的な支援に取り組む環境を整備する。
3 背景・必要性	国基準において、救護施設等に対し、入所者の個別支援計画の作成が義務化されたことを踏まえ、所要の改正を行う。
4 内 容	(1) 救護施設について、入所者ごとの個別支援計画の作成を義務化 (2) 更生施設について、更生計画に代わるものとして、入所者ごとの個別支援計画の作成を義務化
5 効果・影響	救護施設等の各入所者の意向・ニーズを的確に把握し、これを尊重した質の高い適切な支援計画の策定が期待される。
6 施行日	公布の日（令和 6 年 12 月予定）
7 参考事項	○県内施設（R6. 11. 1 現在） 救護施設 5 施設（水戸市、石岡市、鹿嶋市、那珂市、筑西市）

生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第60号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第18条（略） （生活指導等）</p> <p>第19条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。</p> <p>2～5（略）</p> <p><u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u></p> <p>第20条～第23条（略） （生活指導等）</p> <p>第24条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する<u>個別支援計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第19条（第2項及び第6項を除く。）の規定を準用する。 （作業指導）</p> <p>第25条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>個別支援計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第26条～第40条（略）</p>	<p>第1条～第18条（略） （生活指導等）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2～5（略） <u>（新設）</u></p> <p>第20条～第23条（略） （生活指導等）</p> <p>第24条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する<u>更生計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第19条（第2項_____を除く。）の規定を準用する。 （作業指導）</p> <p>第25条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>更生計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第26条～第40条（略）</p>

提出議案（条例は除く）の概要

福祉部 障害福祉課

議案の名称	指定管理者の指定について（茨城県立あすなろの郷）
1 予算額	—
2 現況・課題	<p>茨城県立あすなろの郷は、昭和 48 年 12 月の設置以来、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設と児童福祉法に基づく障害児入所施設として、障害者（児）の日常生活に必要な介護や医療を提供するとともに、生活自立に向けた総合的な支援を提供している。</p> <p>現在、老朽化した施設の建替えと再編整備を進めており、令和 7 年度に新施設の供用開始及び新体制への移行を予定。</p>
3 必要性・ねらい	<p>令和 6 年度末をもって指定管理期間が満了する茨城県立あすなろの郷について、令和 7 年度から令和 11 年度までの指定管理者の指定を行うとともに、債務負担行為限度額を定めようとするもの。</p> <p>（根拠法令） 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項</p> <p>〔普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。〕</p>
4 内容	<p>（1）指定の内容</p> <p>①施設の名称 茨城県立あすなろの郷</p> <p>②指定管理者候補者 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団【非公募】 理事長 中島 敏之</p> <p>③指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）</p> <p>（2）指定管理者に係る債務負担行為 指定管理者指定の議決に併せて債務負担行為限度額を定める。</p> <p>○債務負担行為の期間 令和 7 年度～令和 11 年度 ○債務負担行為限度額 5 年間合計 12,189,432 千円</p>
5 参考事項	<p>（1）募集及び選定の経過</p> <p>R6.6 第 2 回定例会における選定手続きの報告（常任委員会） 10 指定申請書の受付 10 選定委員会の開催（指定管理者候補者の選定） 12 第 4 回定例会における指定管理者の指定の議決（予定）</p> <p>R7.4 次期指定管理者による管理運営開始</p> <p>（2）これまでの指定管理者</p> <p>H18.4 指定管理者制度導入 指定管理者：社会福祉法人茨城県社会福祉事業団</p> <p>H21.4 指定管理者：社会福祉法人茨城県社会福祉事業団</p> <p>H26.4 指定管理者：社会福祉法人茨城県社会福祉事業団</p> <p>H31.4 指定管理者：社会福祉法人茨城県社会福祉事業団</p> <p>R6.4 指定管理者：社会福祉法人茨城県社会福祉事業団</p>

茨城県立あすなろの郷の指定管理者候補者の選定結果について

福祉部障害福祉課

茨城県立あすなろの郷の管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。

今後開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、茨城県立あすなろの郷の指定管理者に指定する予定です。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和7年4月1日から実施する予定です。

記

1 指定管理者候補者	社会福祉法人茨城県社会福祉事業団																				
2 指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間																				
3 応募団体数	候補者を含めて1団体（非公募）																				
4 選定方法																					
(1) 選定委員会委員数	外部委員：3名 県側委員：2名 合計：5名																				
(2) 選定方法	事務局による書面審査、申請者のプレゼンテーション、ヒアリング、事業計画書等審査、採点																				
(3) 選定基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">選定基準</th> <th style="width: 50%;">審査項目</th> <th style="width: 20%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県民の平等利用の確保</td> <td>・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>2 施設の効用の最大限の発揮</td> <td>・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>3 経費の節減</td> <td>・経費縮減を行える計画となっているか。</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>4 業務を安定して行う物的・人的能力</td> <td>・安定した経営基盤を有しているか。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか</td> <td>35点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>70点</td> </tr> </tbody> </table>			選定基準	審査項目	配点	1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	10点	2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。	20点	3 経費の節減	・経費縮減を行える計画となっているか。	5点	4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか	35点			70点
選定基準	審査項目	配点																			
1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	10点																			
2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。	20点																			
3 経費の節減	・経費縮減を行える計画となっているか。	5点																			
4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか	35点																			
		70点																			
5 選定理由	<p>選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、(社福)茨城県社会福祉事業団を指定管理者候補者として選定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全委員が、満点（70点）に対して6割以上の評価をし、選定のための基準を満たした。 ・特に、これまでの施設管理実績や、利用者本位のサービス提供について高く評価された。 																				

提出議案（条例は除く）の概要

福祉部 障害福祉課

議案の名称	工事請負契約の変更について (県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築工事)
1 予算額	既契約額 4,470,048千円 今回増減額 449,900千円増 変更契約額 4,919,948千円
2 現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和48年に開設されたあすなろの郷は、施設の老朽化・狭隘化が進んでいる。 ・ そこで、県と民間事業者との役割分担の考え方に基づき、県は、民間事業者が提供する障害者支援施設等の利用が困難な重度の障害がある方への支援に特化した「セーフティネット棟」を整備する。
3 必要性・ねらい	契約締結後に賃金水準や物価水準の変動等が生じたため、請負代金額を増額変更するものである。
4 内容	<p>(1) 工事の概要</p> <p>ア 工事名 県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築工事</p> <p>イ 工事場所 水戸市杉崎町地内</p> <p>ウ 構造規模 地上2階建て・RC造一部S造</p> <p>エ 面積 13,188.87㎡</p> <p>オ 工期 令和5年6月から令和7年3月まで</p> <p>(2) 契約相手方</p> <p>坪井・コスモ・大貫特定建設工事共同企業体 代表者 坪井工業株式会社 代表取締役社長 坪井 晴雅 代理人 茨城支店支店長 神原 哲哉</p> <p>(3) 契約日 令和5年6月22日</p> <p>※ 本定例会では、別にセーフティネット本棟の電気設備工事・空調設備工事・A寮棟他新築工事の変更契約締結の議案を上程している。</p>
5 参考事項	<p>議決の根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第96条第1項第5号 ・ 議会に議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

提出議案（条例は除く）の概要

福祉部 障害福祉課

議案の名称	工事請負契約の変更について (県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築電気設備工事)
1 予算額	既契約額 1,096,062千円 今回増減額 79,860千円増 変更契約額 1,175,922千円
2 現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和48年に開設されたあすなろの郷は、施設の老朽化・狭隘化が進んでいる。 ・ そこで、県と民間事業者との役割分担の考え方にに基づき、県は、民間事業者が提供する障害者支援施設等の利用が困難な重度の障害がある方への支援に特化した「セーフティネット棟」を整備する。
3 必要性・ねらい	契約締結後に賃金水準や物価水準の変動等が生じたため、請負代金額を増額変更するものである。
4 内容	<p>(1) 工事の概要</p> <p>ア 工事名 県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築電気設備工事</p> <p>イ 工事場所 水戸市杉崎町地内</p> <p>ウ 構造規模 地上2階建て・RC造一部S造</p> <p>エ 面積 13,188.87㎡</p> <p>オ 工期 令和5年6月から令和7年3月まで</p> <p>(2) 契約相手方</p> <p>イガラシ・共栄通信特定建設工事共同企業体 代表者 イガラシ綜業株式会社 代表取締役 五十嵐 則夫</p> <p>(3) 契約日 令和5年6月22日</p> <p>※ 本定例会では、別にセーフティネット本棟の新築工事・空調設備工事・A寮棟他新築工事の変更契約締結の議案を上程している。</p>
5 参考事項	<p>議決の根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第96条第1項第5号 ・ 議会に議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

提出議案（条例は除く）の概要

福祉部 障害福祉課

議案の名称	工事請負契約の変更について (県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築空調設備工事)
1 予算額	既契約額 918,181千円 今回増減額 47,498千円増 変更契約額 965,679千円
2 現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和48年に開設されたあすなろの郷は、施設の老朽化・狭隘化が進んでいる。 ・ そこで、県と民間事業者との役割分担の考え方にに基づき、県は、民間事業者が提供する障害者支援施設等の利用が困難な重度の障害がある方への支援に特化した「セーフティネット棟」を整備する。
3 必要性・ねらい	契約締結後に賃金水準や物価水準の変動等が生じたため、請負代金額を増額変更するものである。
4 内容	<p>(1) 工事の概要</p> <p>ア 工事名 県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築空調設備工事</p> <p>イ 工事場所 水戸市杉崎町地内</p> <p>ウ 構造規模 地上2階建て・RC造一部S造</p> <p>エ 面積 13,188.87㎡</p> <p>オ 工期 令和5年6月から令和7年3月まで</p> <p>(2) 契約相手方 暁飯島・清和特定建設工事共同企業体 代表者 暁飯島工業株式会社 代表取締役 植田 俊二</p> <p>(3) 契約日 令和5年6月22日</p> <p>※ 本定例会では、別にセーフティネット本棟の新築工事・電気設備工事・A寮棟他新築工事の変更契約締結の議案を上程している。</p>
5 参考事項	議決の根拠法令 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第96条第1項第5号 ・ 議会に議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

提出議案（条例は除く）の概要

福祉部 障害福祉課

議案の名称	工事請負契約の変更について (県立あすなろの郷セーフティネットA寮棟他新築工事)
1 予算額	既契約額 2, 121, 350千円 今回増減額 129, 030千円増 変更契約額 2, 250, 380千円
2 現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和48年に開設されたあすなろの郷は、施設の老朽化・狭隘化が進んでいる。 ・ そこで、県と民間事業者との役割分担の考え方にに基づき、県は、民間事業者が提供する障害者支援施設等の利用が困難な重度の障害がある方への支援に特化した「セーフティネット棟」を整備する。
3 必要性・ねらい	契約締結後に賃金水準や物価水準の変動等が生じたため、請負代金額を増額変更するものである。
4 内容	<p>(1) 工事の概要</p> <p>ア 工事名 県立あすなろの郷セーフティネットA寮棟他新築工事</p> <p>イ 工事場所 水戸市杉崎町地内</p> <p>ウ 構造規模 地上1階建て・木造他</p> <p>エ 面積 5,311.18 m²</p> <p>オ 工期 令和5年9月から令和7年3月まで</p> <p>(2) 契約相手方 コスモ・大貫・大内特定建設工事共同企業体 代表者 コスモ総合建設株式会社 代表取締役 池田 勇夫</p> <p>(3) 契約日 令和5年9月26日</p> <p>※ 本定例会では、別にセーフティネット本棟の新築工事・電気設備工事・空調設備工事の変更契約締結の議案を上程している。</p>
5 参考事項	<p>議決の根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第96条第1項第5号 ・ 議会に議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

第 175 号議案

令和 6 年度 茨城県一般会計補正予算（第 6 号）

○ 一般会計補正予算（福祉部分）

【今回分】

（単位：千円）

事項	予算額	特定財源種目金額	一般財源
福祉部 計	177,830	—	177,830

【歳出項目別】

（単位：千円）

款 名 項 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
7 福祉費	92,954,686	177,547	93,132,233
1 福祉政策費	2,873,848	102,894	2,976,742
2 生活保護費	5,022,990	1,180	5,024,170
3 障害福祉費	40,292,592	12,252	40,304,844
4 長寿福祉費	3,906,448	5,492	3,911,940
5 児童福祉費	40,858,808	55,729	40,914,537
15 教育費	8,149	283	8,432
1 教育総務費	8,149	283	8,432

※ 人事委員会勧告に基づく、職員及び会計年度任用職員の給与改定等に要する経費の補正